

小学校及び中学校施設整備指針の改訂について

改訂の背景

平成20年3月に子どもたちの「生きる力」をより一層はぐくむことを目指し、小学校及び中学校の学習指導要領が改訂されました。

今回の改訂は、約60年ぶりに改正された教育基本法等において明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること、の3つの基本的な考え方にに基づき行われました。

具体的には、言語活動や理数教育、外国語教育の充実などの教育内容の改善が図られています。

この小学校及び中学校学習指導要領の改訂や、地球温暖化等の環境問題など社会状況の変化に対応するため、平成21年6月から、文部科学省において、現行の小学校及び中学校施設整備指針の見直しを行うための検討が進められ、平成22年3月に小学校及び中学校施設整備指針が改訂されました。

学校施設整備指針とは

「学校施設整備指針」は、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものです。

改訂の概要

■小学校及び中学校学習指導要領改訂への対応

多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる環境の提供

- ・学習内容・学習形態、発達段階などに応じた多目的教室の計画
- ・外国語活動における多様な学習活動に対応した空間の確保（小学校）
- ・武道の安全かつ円滑な実施のため、施設環境を一層充実（中学校）

理数教育環境の充実

- ・多様な実験器具や情報機器等が活用でき、演示実験のしやすさに配慮した理科教室の計画
- ・多様な教育方法に対応するため、「理科教室」と図書室や視聴覚教室等との連携に配慮した施設計画

情報環境の充実

- ・教室やオープンスペースなど、様々な場所（各室・空間）においてコンピュータ等の情報機器が利用できるよう情報環境の一層の充実

家庭・地域と連携した施設の充実

- ・ボランティア等の控室など地域等との連携協力を推進するための関係諸室の充実

■社会状況の変化への対応

環境面からの持続可能性への配慮

- ・環境負荷の低減や自然との共生等を考慮し、教材としての活用や温室効果ガス排出量削減など施設環境の一層の充実

屋内運動施設での快適な環境づくり

- ・十分な通風、換気及び自然採光と適切な室温を確保できる計画。便所、更衣室、シャワー室等の附属施設の適切な計画